第593号
受付
23.7.11
小郡三井医師会

福県医発第９３９号（地）
平成２３年　７月　９日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　松　田　峻一良
（　公　印　省　略　）

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令が平成２３年６月１７日付けで公布され、同日付けで施行された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、社会的養護の充実と障害児施設支援の充実等を図るため、当面早急に改正が可能な事項として、職員の配置基準や設備及び運営に関する基準が改正されたものです。

また、助産施設について、「第一種助産施設に、医療法の診療所を加える。」（第１５条第３項）とされ、「有床診療所」を対象とする改正が行われました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事　松行眞門
会長　蒲池　壽

（地Ⅲ64）
平成２３年６月２９日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
今　村　定　臣

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局障害保健福祉部長の連名により、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛に通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

今回の改正は、社会的養護の在り方について、当面早急な改正が可能な事項について、児童福祉施設最低基準等の改正を行うこととし、社会的養護の充実を図るとともに、障害児施設支援の充実等も併せて図られるよう、職員の配置基準や設備及び運営に関する基準の改正がなされました。また、助産施設に関連する部分については、施行通知第２．５その他のなかで、「第一種助産施設に医療法の診療所を加える。」とされ、これまで「助産施設」の対象となっていなかった有床診療所を対象とする改正が行われました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対しましても、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

雇児発０６１７第７号
障発０６１７第４号
平成２３年６月１７日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第７１号。以下「改正省令」という。）が平成２３年６月１７日に別添のとおり公布され、同日から施行された。これにより、児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成１４年厚生労働省令第４９号）及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７８号）の改正がそれぞれ施行されたところである。

改正省令による改正の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いする。

記

第１　改正の趣旨

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会において検討を行ってきたところであるが、このうち、当面早急な改正が可能な事項について、

今般、児童福祉施設最低基準等の改正を行うこととし、社会的養護の充実を図るとともに、障害児施設支援の充実等も併せて図るものである。

第２　児童福祉施設最低基準の一部改正（改正省令第１条関係）

１　職員配置基準の改正

(1)　加算職員の配置の義務化

①　家庭支援専門相談員の配置の義務化

ア　乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、家庭支援専門相談員の配置を義務化する。（第２１条第１項、第２２条第１項、第４２条第１項、第７５条第１項及び第８０条第１項）

イ　家庭支援専門相談員の資格要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、当該施設において養育又は指導に５年以上従事した者又は児童福祉司の任用資格を有する者とする。（第２１条第２項、第４２条第２項、第７５条第４項及び第８０条第２項）

②　個別対応職員の配置の義務化

乳児院（定員２０人以下の施設を除く。）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、個別対応職員の配置を義務化する。（第２１条第１項、第４２条第１項、第７５条第１項及び第８０条第１項）

③　心理療法担当職員及び心理指導担当職員の配置の義務化

ア　乳児院（定員１０人未満の施設を除く。）、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設において、対象者１０人以上に心理療法を行う場合の心理療法担当職員の配置を義務化する。（第２１条第３項、第２７条第２項、第４２条第３項及び第８０条第３項）

イ　知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）及び肢体不自由児療護施設において、対象者５人以上に心理指導を行う場合の心理指導担当職員の配置を義務化する。（第４９条第３項及び第８項、第６１条第２項並びに第６９条第６項）

ウ　心理療法担当職員及び心理指導担当職員の資格要件は、大学で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。（第２１条第４項、第２７条第３項、第４２条第４項、第４９条第４項及び第８項、第６１条第３項並びに第６９条第７項）

ただし、児童自立支援施設の心理療法担当職員にあっては、大学で心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等で、個人

及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する１年以上の経験を有するものとする。（第８０条第４項）

④　経過措置

ア　家庭支援専門相談員及び個別対応職員については、平成２４年３月３１日までの間は、①ア及び②にかかわらず、これらの職員を配置しないことができる。（改正省令附則第４条第１項）

イ　改正省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に配置されている家庭支援専門相談員に相当する者は、①イにかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。（改正省令附則第５条）

(2)　現行の措置費等に含まれている直接処遇職員で児童福祉施設最低基準に配置が規定されていないものの配置の明確化

①　乳児院の職員配置の明確化

ア　乳児院（定員１０人未満の施設を除く。）の看護師、保育士又は児童指導員の数について、１歳以上児については、１歳児おおむね１．７人につき１人以上、２歳児おおむね２人につき１人以上、３歳以上児おおむね４人につき１人以上とする。（第２１条第５項）

イ　定員１０人以上２０人以下の施設に、保育士を１人以上加配することとする。（第２１条第７項）

②　母子生活支援施設の職員配置の明確化

ア　定員２０世帯以上の母子生活支援施設の母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員の数について、それぞれ２人以上とする。（第２７条第４項）

イ　保育所に準ずる設備の保育士の数について、乳幼児おおむね３０人につき１人以上とする。（第３０条第２項）

③　児童養護施設の職員配置の明確化

ア　定員４５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第４２条第６項）

イ　乳児が入所している施設にあっては、看護師を、乳児おおむね１．７人につき１人以上配置することとする。（第４２条第１項及び第７項）

④　知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３０人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第４９条第５項及び第８項）

⑤　盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配すること

とする。（第６１条第４項）

(3)　職員の資格要件等の改正

①　母子指導員の名称及び資格要件の改正

ア　「母子指導員」の名称を「母子支援員」に改める。（第２７条第１項）

イ　母子支援員の資格要件に、精神保健福祉士を追加する。（第２８条）

②　児童の遊びを指導する者の資格要件の改正

児童の遊びを指導する者の資格要件に、社会福祉士及び大学で社会福祉学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等で都道府県知事等が適当と認めたものを追加する。（第３８条第２項）

③　児童指導員の資格要件の改正

児童指導員の資格要件に、社会福祉士、精神保健福祉士及び大学で社会福祉学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等を追加する。（第４３条）

④　児童自立支援施設の長の資格要件の改正

児童自立支援施設の長の資格要件について、「社会福祉士となる資格を有する者」を「社会福祉士の資格を有する者」に改めるとともに、第８１条第４号イに規定する児童福祉司の任用資格を有する者の児童福祉事業の従事期間について、国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務の従事期間が含まれることとする。（第８１条）

これにより、同号イに規定する児童福祉事業には、本庁児童担当課の職員としての業務のほか、当該職員以外の本庁児童担当行政に携わる職員の児童福祉に関する事務についても含まれるものである。

⑤　児童自立支援専門員の資格要件の改正

児童自立支援専門員の資格要件について、「社会福祉士となる資格を有する者」を「社会福祉士の資格を有する者」に改めるとともに、大学で社会福祉学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等を追加する。（第８２条）

⑥　児童生活支援員の資格要件の改正

児童生活支援員の資格要件について、「社会福祉士となる資格を有する者」を「社会福祉士の資格を有する者」に改める。（第８３条）

２　設備基準の改正

(1)　居室面積の引上げ

①　乳児院の寝室等の面積の下限の引上げ

乳児院の寝室（定員１０人未満の施設にあっては、乳幼児の養育のための専用の室）の面積について、１人につき１．６５㎡以上を、１人につき２．４７㎡以上に引き上げる。（第１９条及び第２０条）

② 母子生活支援施設の母子室の面積の下限の引上げ等

ア 母子生活支援施設の母子室の面積について、おおむね１人につき３．３㎡以上を、１室につき３０㎡以上に引き上げる。（第２６条）

イ 母子室に調理設備、浴室及び便所を設けることとするとともに、施設に調理場、浴室及び便所を設けることとする規定の部分を削除する。（第２６条）

③ 児童養護施設等の居室の面積の下限の引上げ

児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。ただし、児童養護施設、知的障害児施設及び盲ろうあ児施設の乳幼児のみの居室にあっては、１人につき３．３㎡以上とする。（第４１条、第４８条第１項及び第３項、第６０条第１項及び第３項、第７４条並びに第７９条第２項）

④ 経過措置

改正省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①から③までにかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第３条）

この場合において、改正省令の施行日（平成２３年６月１７日）に現に基本設計が終了している施設及びこれに準ずるものと認められる施設についても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。なお、「これに準ずるものと認められる施設」とは、同日に施設を設置する者が確定しており、かつ、当該設置者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、１年以内に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（母子生活支援施設にあっては、都道府県、指定都市又は中核市）において認めるものとする。

また、同日に現に「建築中のもの」に係るこの取扱いについては、（２）④及び（３）②、第３の１（２）並びに２（２）②及び③、第４の２並びに第５の２（１）②及び（２）②においても同様である。

(2) 居室定員の引下げ

① 児童養護施設等の居室定員の上限の引下げ

児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）及び盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）の居室の定員について、１５人以下を４人以下（乳幼児のみの居室にあっては、６人以下）に引き下げる。（第４１条、第４８条第１項及び第３項並びに第６０条第１項及び第３項）

② 情緒障害児短期治療施設の居室定員の上限の引下げ

情緒障害児短期治療施設の居室の定員について、５人以下を４人以下に引き下げる。（第７４条）

③ 児童自立支援施設の居室定員の上限の引下げ

児童自立支援施設の居室の定員について、１５人以下を４人以下に引き下げる。（第７９条第２項）

④ 経過措置

改正省令の施行の際現に存する児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①から③までにかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第３条）

(3) 相談室の設置の義務化

① 相談室の設置の義務化

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設において、相談室の設置を義務化する。（第１９条、第２０条、第２６条、第４１条及び第７９条第２項）

② 経過措置

改正省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に全面的に改築されたものを除く。）については、①にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第２条）

(4) 少数の児童を対象とする場合の便所の設置

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の便所について、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等により少数の児童を対象として設けるときは、男女別の設置を要しないこととする。（第４１条、第７４条及び第７９条第２項）

3 各施設の運営理念等の改正

(1) 乳児院における養育等

① 養育について、「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等の見直しを行う。（第２３条第１項及び第２項）

② 家庭環境の調整及び関係機関との連携についての規定を追加する。（第２３条第３項及び第２５条）

(2) 母子生活支援施設における生活支援等

① 「生活指導」の規定を「生活支援」に改めるとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直しを行う。（第２９条）

② 授産場の運営の規定を削除する。（改正前の第３０条）

③ 関係機関との連携について、関係機関として婦人相談所を明記する。（第３１条）

(3) 児童養護施設における養護

① 「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定する。（第４４条）

② 生活指導について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」の字句を追加する。（第４５条第１項）

③ 学習指導の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定する。（第４５条第２項）

④ 職業指導の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定する。（第４５条第３項）

⑤ 家庭環境の調整について、「親子関係の再構築等が図られるように」の字句を追加する等の見直しを行う。（第４５条第４項）

(4) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設における学習指導等

① 学習指導の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定する（知的障害児通園施設を除く。）。 ただし、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができるものとする。（第５０条第２項、第６３条及び第７１条第１項）

② 職業指導について、（３）④と同様の改正を行う。（第５１条第２項、第５７条第２項、第６３条及び第７１条第１項）

(5) 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整

家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明する」、「親

子関係の再構築等が図られるように」とする等の見直しを行う。（第７６条第２項）

(6)　児童自立支援施設における生活指導等

生活指導、職業指導及び家庭環境の調整について、（３）②、④及び⑤と同様の改正を行う。（第８４条第３項）

4　総則の改正

(1)　施設運営の一般原則の追加

人権と人格の尊重、地域社会との交流連携及び保護者等への説明、自己評価等の規定を追加する。（第５条第１項から第３項まで）

(2)　施設職員の一般的要件の改正

人間性と倫理観及び自己研鑽の文言を追加する。（第７条及び第７条の２第１項）

(3)　衛生管理の規定の改正

①　食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めることとする。（第１０条第２項）

②　入浴又は清拭を１週２回以上とする規定を、「入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に」に改める。（第１０条第３項）

(4)　食事の規定の改正

①　小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設により少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定によらないことができることとする。（第１１条第４項）

②　食を営む力の育成（食育）の規定を追加する。（第１１条第５項）

(5)　入所した者の健康診断の規定の改正

「必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない」旨の規定を削除する。（改正前の第１２条第３項）

5　その他

助産施設について、第一種助産施設に、医療法の診療所を加える。（第１５条第２項）

第３　児童福祉法施行規則の一部改正（改正省令第２条関係）

1　児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）の居室面積の引上げ

(1)　児童自立生活援助事業所の居室の面積の下限の引上げ

児童自立生活援助事業所の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。（第３６条の９）

(2)　経過措置

改正省令の施行の際現に存する児童自立生活援助事業所の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、(1)にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第６条）

2　児童相談所の一時保護施設の基準の改正

(1)　職員配置基準、設備基準等の改正

児童相談所の一時保護施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準用することとされているが、改正省令による改正後の当該規定については、家庭支援専門相談員に係る部分及び定員４５人以下の場合における職員の加配に係る部分を除き、準用することとすることとし、次に掲げる改正は、一時保護施設にも適用されるものである。ただし、①については、児童１０人以下を一時保護する施設には適用しないこととし、また、②については、一時保護する児童に心理療法を行う場合に適用する。（第３５条）

①　個別対応職員の配置の義務化（第２の１（１）②）

②　心理療法担当職員の配置の義務化（第２の１（１）③）

③　職員配置の明確化のうち、乳児が入所している場合における看護師の配置（第２の１（２）③イ）

④　居室の面積の下限の引上げ（第２の２（１）③）

⑤　居室定員の上限の引下げ（第２の２（２）①）

⑥　相談室の設置の義務化（第２の２（３）①）

⑦　運営理念の改正（第２の３（３））

(2)　経過措置

①　個別対応職員の配置の義務化に係る経過措置

個別対応職員については、平成２４年３月３１日までの間は、（１）①にかかわらず、これを配置しないことができる。（改正省令附則第４条第２項）

②　居室の面積の下限の引上げ及び居室定員の上限の引下げに係る経過措置

改正省令の施行の際現に存する一時保護施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、（１）④及び⑤にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第３条）

③　相談室の設置の義務化に係る経過措置

改正省令の施行の際現に存する一時保護施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に全面的に改築されたものを除く。）については、（１）⑥にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第２条）

3　里親の規定の改正

(1)　親族里親の要件の明確化

親族里親の要件について、要保護児童の両親等が疾病による入院の状態となったことによりこれらの者による養育が期待できない場合も含まれることを明確化する。（第１条の３３第２項）

(2)　養育里親の申請書の添付書類の改正

民法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第６１号）により児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１９第１項の規定が改正され、養育里親の欠格事由とされていた同居人が成年被後見人又は被保佐人である場合も養育里親となることができることとされたことから、養育里親の申請書の添付書類である欠格事由に該当しない者であることを証する書類について、同居人にあっては、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証することを要しないこととする。（第３６条の４１第３項）

4　家庭的保育事業の規定の改正

家庭的保育事業について、改正省令による改正後の児童福祉施設最低基準第７条、第７条の２、第１０条第２項及び第１１条第５項の規定を準用することとする。（第３６条の３８第２項）

第４　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正（改正省令第３条関係）

1　婦人保護施設の居室の面積の下限の引上げ

婦人保護施設の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。（第１０条第４項）

2　経過措置

改正省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、１にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第７条）

第５　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

の一部改正（改正省令第４条関係）

１　人員に関する基準の改正

(1)　心理指導担当職員等の配置の義務化

①　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）、指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）及び指定肢体不自由児療護施設において、対象者５人以上に心理指導を行う場合の心理指導担当職員の配置を義務化する。（第３条第２項、第５条第２項、第６１条第２項及び第７１条第２項）

②　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）及び指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）において、職業指導を行う場合の職業指導員の配置を義務化する。（第３条第２項、第５条第２項及び第６１条第２項）

(2)　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３０人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第３条第１項及び第５条第１項）

(3)　指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第６１条第１項）

２　設備に関する基準の改正

(1)　居室面積の引上げ

①　指定知的障害児施設等の居室の面積の下限の引上げ

指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）及び指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。ただし、指定知的障害児施設及び指定盲ろうあ児施設の乳幼児のみの居室にあっては、１人につき３．３㎡以上とする。（第６条第２項、第８条第２項、第６３条第２項及び第６４条第２項）

②　経過措置

改正省令の施行の際現に存する指定知的障害児施設又は指定盲ろうあ児施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第８条）

(2)　居室定員の引下げ

①　指定知的障害児施設等の居室定員の上限の引下げ

指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）及び指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）の居室の定員について、１５人以下を４人以下（乳幼児のみの居室にあっては、６人以下）に引き下げる。（第６条第２項、第８条第２項、第６３条第２項及び第６４条第２項）

②　経過措置

改正省令の施行の際現に存する指定知的障害児施設又は指定盲ろうあ児施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第８条）

３　運営に関する基準の改正

食事及び健康管理の規定について、第２の４（４）②及び（５）と同様の改正を行う。（第２８条第４項、改正前の第３０条第３項等）

第６　施行期日

改正省令は、公布の日（平成２３年６月１７日）から施行する。（改正省令附則第１条）

児童福祉法最低基準等の一部を改正する省令案　新旧対照条文　目次

○　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
○　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）（第三条関係）・・・・・・・・・・・・・39
○　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）（第四条関係）・40
○　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（附則第九条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
○　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（附則第十条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
○　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（附則第十一条関係）・・52

○　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一章　総則	第一章　総則
（児童福祉施設の一般原則）	（児童福祉施設の構造設備の一般原則）
第五条　児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	（新設）
2　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	（新設）
3　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	（新設）
4　児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	第五条　児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
5　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。	2　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。
（児童福祉施設における職員の一般的要件）	（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条　児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二　児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　（略）

（衛生管理等）

第十条　（略）

2　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4　（略）

（食事）

第七条　児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二　児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　（略）

（衛生管理等）

第十条　（略）

2　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4　（略）

（食事）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5　児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条　児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2　（略）

（削る）

3　第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4　児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

（新設）

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条　児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2　（略）

3　児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たつては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

4　第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

5　児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している

者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第二章　助産施設

（種類）

第十五条　（略）

2　第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

3　（略）

第三章　乳児院

（設備の基準）

第十九条　乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

三　観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第二章　助産施設

（種類）

第十五条　（略）

2　第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院である助産施設をいう。

3　（略）

第三章　乳児院

（乳児院の設備の基準）

第十九条　乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

（新設）

第二十条　乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一　乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二　乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

（職員）

第二十一条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号

第二十条　乳児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一　乳児の養育に専用の室を設けること。

二　前項の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

（職員）

第二十一条　乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。

6　看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7　前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十二条　乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2　（略）

（養育）

第二十三条　乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなけれ

2　看護師の数は、おおむね乳児の数を一・七で除して得た数（その数が七人未満であるときは七人）以上とする。

3　看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳児十人の乳児院には二人以上、乳児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

（新設）

第二十二条　乳児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2　（略）

（養育の内容）

第二十三条　乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

ばならない。

2　養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3　乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第二十四条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二　乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（関係機関との連携）

第二十五条　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密

2　養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

（新設）

（乳児の観察）

第二十四条　乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二　乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳児について、乳児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（保護者等との連絡）

第二十五条　乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱つた法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以

接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章　母子生活支援施設

（設備の基準）

第二十六条　母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

二　母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。

三　母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。

四　乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

五　乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第二十七条　母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設

下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない。

第四章　母子生活支援施設

（設備の基準）

第二十六条　母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。

二　母子室は、一世帯につき一室以上とすること。

三　母子室の面積は、おおむね一人につき三・三平方メートル以上であること。

四　乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

五　乳児又は幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第二十七条　母子生活支援施設には、母子指導員（母子生活支援施設

において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2　心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4　母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

（母子支援員の資格）

第二十八条　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一～三　（略）

四　精神保健福祉士の資格を有する者

五　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す

において、母子の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（母子指導員の資格）

第二十八条　母子指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大

ると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第二十九条　母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第三十条　第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2　保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第三十一条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機

臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活指導）

第二十九条　母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（授産場の運営）

第三十条　母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の精神を遵守しなければならない。

（関係機関との連携）

第三十条の二　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に

関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（削る）

第五章　保育所

（設備の基準）

第三十二条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ～ホ　（略）

へ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト・チ　（略）

（保育時間）

連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。

（準用する規定）

第三十一条　第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

第五章　保育所

（設備の基準）

第三十二条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ～ホ　（略）

へ　保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト・チ　（略）

（保育時間）

第三十四条　保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保護者との連絡）

第三十六条　保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章　児童厚生施設

（職員）

第三十八条　（略）

2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二　（略）

三　社会福祉士の資格を有する者

四　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

第三十四条　保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保護者との連絡）

第三十六条　保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章　児童厚生施設

（職員）

第三十八条　（略）

2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの

イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第七章　児童養護施設

四　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの

イ　学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ　学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ　外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第七章　児童養護施設

（設備の基準）

第四十一条　児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

五・六　（略）

（職員）

第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（設備の基準）

第四十一条　児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五・六　（略）

（職員）

第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6　児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7　看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

（児童指導員の資格）

第四十三条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　精神保健福祉士の資格を有する者

四　学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、

（新設）

（新設）

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。

（新設）

（児童指導員の資格）

第四十三条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

（新設）

（新設）

二　学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しく

教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五　学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九　学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

十　三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

三　学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

四　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五　外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

七　学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

八　三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

（養護）

第四十四条　児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第四十五条　児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2　児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3　児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4　児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（新設）

（生活指導及び家庭環境の調整）

第四十四条　児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

（新設）

2　児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

（削る）

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二　児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第八章　知的障害児施設

（設備の基準）

（職業指導）

第四十五条　児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

2　職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。

3　私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。

4　児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の使途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二　児童養護施設の長は、第四十四条第一項及び前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第八章　知的障害児施設

（設備の基準）

第四十八条　知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五　入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

2　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けることとする。

3　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施

第四十八条　知的障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。）については、第四十一条の規定を準用する。ただし、静養室は、必ずこれを設けなければならない。

二　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けること。

三　自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症

設」という。）の設備の基準については、第一項の規定を準用する。ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

（職員）

第四十九条　知的障害児施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　知的障害児施設の嘱託医は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3　知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

4　知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

児施設」という。）については、第四十一条の規定を準用する。ただし、医務室及び静養室は、必ずこれを設けなければならない。

（職員）

第四十九条　知的障害児施設（自閉症児施設を除く。次項において同じ。）については、第四十二条の規定を準用する。ただし、児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。

2　知的障害児施設には、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

6　第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

7　第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

8　第二種自閉症児施設には、第一項から第五項までの職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

9　第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

10　自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（生活指導及び学習指導）

第五十条　（略）

2　知的障害児施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項）

第五十一条　（略）

2　前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第五十三条　知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び

3　第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

4　第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

5　第二種自閉症児施設には、第一項及び第二項の職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

6　第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

7　自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（生活指導の目的）

第五十条　（略）

（新設）

（職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項）

第五十一条　（略）

2　前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第五十三条　知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び

能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

第八章の二　知的障害児通園施設

（職員）

第五十六条　知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

（生活指導及び職業指導）

第五十七条　知的障害児通園施設における生活指導については、第五十条第一項の規定を準用する。

2　（略）

能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

第八章の二　知的障害児通園施設

（職員）

第五十六条　知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

（新設）

（新設）

（生活指導及び職業指導）

第五十七条　知的障害児通園施設における生活指導については、第五十条の規定を準用する。

2　（略）

第九章　盲ろうあ児施設

（設備の基準）

第六十条　盲児施設（盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

四～六　（略）

2　ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴幼児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　（略）

3　（略）

（職員）

第九章　盲ろうあ児施設

（設備の基準）

第六十条　盲児施設（盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

四～六　（略）

2　ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴幼児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映写に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　（略）

3　（略）

（職員）

第六十一条　盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。以下この条において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　盲ろうあ児施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

3　盲ろうあ児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4　盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

5　難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第六十一条　盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

2　盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。

3　難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

6　難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

7　嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第六十三条　盲ろうあ児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、難聴幼児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第九章の三　肢体不自由児施設

（職員）

第六十九条　（略）

2　（略）

3　肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

4　難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

5　嘱託医は、眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6　職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第六十三条　盲ろうあ児施設における生活指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

第九章の三　肢体不自由児施設

（職員）

第六十九条　（略）

2　（略）

3　肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

4・5　（略）

6　肢体不自由児療護施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

7　肢体不自由児療護施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

8　肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

9　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第七十一条　肢体不自由児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

2　（略）

第九章の五　情緒障害児短期治療施設

4・5　（略）

（新設）

（新設）

6　肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

7　職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第七十一条　肢体不自由児施設における生活指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

2　（略）

第九章の五　情緒障害児短期治療施設

（設備の基準）

第七十四条　情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（職員）

第七十五条　情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2　（略）

3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療

（設備の基準）

第七十四条　情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　児童の居室の一室の定員は、これを五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

（職員）

第七十五条　情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　（略）

3　心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理

法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5　心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

6　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十六条　情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2　情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

第十章　児童自立支援施設

療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

（新設）

4　心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

5　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十六条　情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2　情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

第十章　児童自立支援施設

（設備の基準）

第七十九条　（略）

2　前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条（第二号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

第八十条　児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した

（設備の基準）

第七十九条　（略）

2　前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

第八十条　児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5　実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6　児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格）

第八十一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　（略）

四　厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格）

第八十一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士となる資格を有する者

三　（略）

四　厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以

上）であるもの

イ　児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ・ハ　（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条　児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　（略）

四　学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に

上）であるもの

イ　児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間

ロ・ハ　（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条　児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士となる資格を有する者

三　（略）

四　学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの

従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七・八　（略）

（児童生活支援員の資格）

第八十三条　児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　（略）

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条　児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2　（略）

3　生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十五条

又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六　外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七・八　（略）

（児童生活支援員の資格）

第八十三条　児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士となる資格を有する者

三　（略）

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条　児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

2　（略）

3　生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条

（第二項を除く。）の規定を準用する。

及び第四十五条の規定を準用する。

○　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一条の三十三　（略）	第一条の三十三　（略）
②　法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。	②　法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　（略）	一　（略）
二　要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者	二　要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者
第六条　法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第六条　法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	十三　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

第二十五条の二十八　（略）

②　法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　児童福祉施設最低基準第二十一条第六項に規定する児童指導員

第三十五条　法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分及び同令第四十二条第六項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童十人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第三項中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

第三十六条の九　児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三～五　（略）

第二十五条の二十八　（略）

②　法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十五条　法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、法第四十五条の規定により児童養護施設について定める最低基準を準用する。

第三十六条の九　児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三～五　（略）

第三十六条の三十八　（略）

②　児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条第一項、第三項及び第四項、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十一条第三項	入所している者	保育を行っている乳幼児
第十一条第五項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
（略）	（略）	（略）
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村
	（略）	（略）
（削る）		

第三十六条の三十八　（略）

②　児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十一条第三項	入所している者	保育を行っている乳幼児
（新設）		
（略）	（略）	（略）
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村
	（略）	（略）
第十二条第三項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村

第十二条第三項	入所した者	保育を行つている乳幼児	
	入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	当該乳幼児についての家庭的保育事業による保育を	
	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村	
第十二条第四項	児童福祉施設の職員	家庭的保育者	
	入所している者	保育を行つている乳幼児	
（略）	（略）	（略）	

第三十六条の四十一　（略）

②　（略）

③　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十四条の十九第一項各号（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

④　（略）

第十二条第四項	入所した者	保育を行つている乳幼児	
	入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	当該乳幼児についての家庭的保育事業による保育を	
	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村	
第十二条第五項	児童福祉施設の職員	家庭的保育者	
	入所している者	保育を行つている乳幼児	
（略）	（略）	（略）	

第三十六条の四十一　（略）

②　（略）

③　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十四条の十九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

④　（略）

第三十六条の四十三　養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条の十九第一項第一号に該当するに至つた場合　その後見人又は保佐人

三　本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合　本人

四　（略）

②　（略）

第三十六条の四十三　養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条の十九第一号に該当するに至つた場合　その後見人又は保佐人

三　法第三十四条の十九第二号から第四号までに該当するに至つた場合　本人

四　（略）

②　（略）

○　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（設備の基準） 第十条　（略） 2・3　（略） 4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室 イ　入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）	（設備の基準） 第十条　（略） 2・3　（略） 4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室 イ　入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね三・三平方メートル以上とすること。 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）

○　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）（抄）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（指定知的障害児施設の従業員の員数）	（指定知的障害児施設の従業員の員数）
第三条　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設及び指定第二種自閉症児施設を除く。次項及び第六条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。	第三条　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設及び指定第二種自閉症児施設を除く。第六条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。
一　（略）	一　（略）
二　児童指導員及び保育士	二　児童指導員及び保育士
イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、三十人以下の障害児を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。	イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導	（新設）

を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3　第一項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定知的障害児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定第二種自閉症児施設の従業員の員数）

第五条　指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第五号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一～三　（略）

四　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、三十人以下の障害児を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。

ロ・ハ　（略）

五・六　（略）

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定第二種自閉症児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理

2　前項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定知的障害児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定第二種自閉症児施設の従業員の員数）

第五条　指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第五号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一～三　（略）

四　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。

ロ・ハ　（略）

五・六　（略）

（新設）

指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3　第一項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定第二種自閉症児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第五号の栄養士及び同項第六号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定知的障害児施設の設備）

第六条　（略）

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、四人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

四　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3　（略）

（指定第二種自閉症児施設の設備）

第八条　（略）

2　前項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定第二種自閉症児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第五号の栄養士及び同項第六号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定知的障害児施設の設備）

第六条　（略）

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、十五人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

（新設）

三　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3　（略）

（指定第二種自閉症児施設の設備）

第八条　（略）

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、四人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

四　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3　（略）

（食事）

第二十八条　（略）

2・3　（略）

4　指定知的障害児施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（健康管理）

第三十条　（略）

2　（略）

（削る）

3　指定知的障害児施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所し

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、十五人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

（新設）

三　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3　（略）

（食事）

第二十八条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（健康管理）

第三十条　（略）

2　（略）

3　指定知的障害児施設は、第一項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

4　指定知的障害児施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所し

ている者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（指定知的障害児通園施設の従業員の員数）

第五十三条　指定知的障害児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一　（略）

二　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（指定盲ろうあ児施設の従業者の員数）

第六十一条　指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。以下この章において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

ている者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（指定知的障害児通園施設の従業員の員数）

第五十三条　指定知的障害児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一　（略）

二　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（指定盲ろうあ児施設の従業者の員数）

第六十一条　指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。以下この章において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一　（略）

二　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上とする。ただし、三十五人以下の障害児を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定盲ろうあ児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3　第一項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定盲ろうあ児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定盲児施設の設備）

第六十三条　（略）

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、四人以下とすること。

一　（略）

二　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上とする。

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

（新設）

2　前項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定盲ろうあ児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

（指定盲児施設の設備）

第六十三条　（略）

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、十五人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

四　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3・4　（略）

（指定ろうあ児施設の設備）

第六十四条　指定ろうあ児施設は、居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる施設にあっては、医務室及び静養室を設けないことができる。

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、四人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

四　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別に

二　障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

三　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3・4　（略）

（指定ろうあ児施設の設備）

第六十四条　指定ろうあ児施設は、居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映写に関する設備、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる施設にあっては、医務室及び静養室を設けないことができる。

2　前項の居室の基準は次のとおりとする。

一　一の居室の定員は、十五人以下とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

（新設）

三　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別に

すること。	すること。
3　（略）	3　（略）
（指定肢体不自由児施設の従業員の員数）	（指定肢体不自由児施設の従業員の員数）
第六十九条　（略）	第六十九条　（略）
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児施設において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児施設において職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。
3　（略）	3　（略）
（指定肢体不自由児通園施設の従業員の員数）	（指定肢体不自由児通園施設の従業員の員数）
第七十条　（略）	第七十条　（略）
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児通園施設において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児通園施設において職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。
3　（略）	3　（略）
（指定肢体不自由児療護施設の従業員の員数）	（指定肢体不自由児療護施設の従業員の員数）
第七十一条　（略）	第七十一条　（略）
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児療護施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定肢体不自由児療護施設において職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。
3　（略）	3　（略）

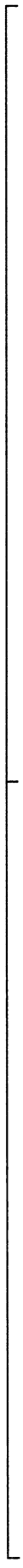

○　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十三　病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。 一　国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病	（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十三　病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。 一　国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病

院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。 当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数 二～五　（略） 2・3　（略）	院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。 当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数 二～五　（略） 2・3　（略）

○　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（調剤の場所） 第十三条　法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一　居宅 二　次に掲げる施設の居室 イ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。） ロ～ホ　（略）	（調剤の場所） 第十三条　法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一　居宅 二　次に掲げる施設の居室 イ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。） ロ～ホ　（略）

○　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（抄）

（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条　令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一～九　（略） 十　前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三項に規定する第二種自閉症児施設 ロ～ニ　（略）	附　則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条　令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一～九　（略） 十　前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ～ニ　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済センサス活動調査規則 …… 一
（総務・経済産業一）
○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（厚生労働七一） …… 五

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二一二） …… 一〇
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二一三） …… 一六
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（国土交通六五九） …… 一八
○高速自動車国道に関する件（同六六〇～六六三） …… 一九
○道路に関する件（東北地方整備局一一一、一一二） …… 二〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一八三～一八五） …… 二二
○道路に関する件（四国地方整備局五九） …… 二三
○都市計画に関する件（北海道開発局六五、六六） …… 二三

〔官庁報告〕

官庁事項 …… 二五
四国地方整備局公示（四国地方整備局） …… 二五

〔公　告〕

諸事項 …… 二六
裁判所 …… 二六
破産、免責、再生関係 …… 二六
特殊法人等 …… 二七
独立行政法人理化学研究所、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、地方職員共済組合役員の就任関係 …… 二七
地方公共団体 …… 二七
行旅死亡人関係 …… 二七
会社その他 …… 二七
会社決算公告 …… 二七

省　令

○総務省
経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、並びに統計法及び同令第四条第一項の規定を実施するため、経済センサス活動調査規則を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

総務大臣　片山　善博
経済産業大臣　海江田万里

経済センサス活動調査規則

（趣旨）

第一条　統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス基礎調査」という。）を除く。以下「経済センサス活動調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条　経済センサス活動調査は、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

（定義）

第三条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業所　物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所

二　企業　法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を経営する個人

（調査日）

第四条　経済センサス活動調査は、平成二十四年二月一日現在によって行う。

（調査の対象）

第五条　経済センサス活動調査は、国及び地方公共団体の事業所以外の法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

一　大分類A－農業，林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

二　大分類B－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

三　大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち，中分類七九－その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二　家事サービス業に限る。）に属する事業所

四　大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち，中分類九六－外国公務に属する事業所

（調査事項等）

第六条　経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

一　名称及び電話番号
二　所在地
三　事業所の移転及び名称変更の有無
四　開設時期

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

3　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による調査票の回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の回収又は提出の手続

二　第十三条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　第十三条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

（結果の公表等）

第十六条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十七条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。

（調査票等の保存）

第十八条　総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存し、経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）

第二条　経済産業大臣は、第十三条第三項の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第二十一条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十二年十二月三十一日現在によって行った同規則第一条に規定する工業調査の調査票の内容を記録したもの及び商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）第二十二条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち平成十九年六月一日現在によって行った同規則第一条に規定する商業調査の調査票の内容を記録したものをそれぞれ複写し、並びに当該複写した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成二十五年三月三十一日まで保存するものとする。

○厚生労働省令第七十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第一項、第十三条第二項第五号、第二十四条の十二、第二十五条の二第六項、第三十四条の二十、第四十五条第一項及び第四十九条並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十四条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日　厚生労働大臣　細川　律夫

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「の構造設備」を削り、同条第二項を同条第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第七条中「有し」の下に「、豊かな人間性と倫理観を備え」を加える。

第七条の二第一項中「職員は」の下に「、常に自己研鑽に励み」を加える。

第十条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、同条第三項中「乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「保育所及び児童厚生施設」に、「一週間に二回以上」を「入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に」に改める。

第十一条第四項に次のただし書を加える。

ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

第十一条に次の一項を加える。

5　児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

第十二条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十五条第二項中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第十九条の見出し中「乳児院の」を削り、同条中「乳児」の下に「又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を加え、同条第一号中「ほふく室」の下に「、相談室」を加え、同条第二号中「及び観察室」を削り、「それぞれ乳児」を「乳幼児」に、「一・六五平方メートル」を「二・四七平方メートル」に改め、同条に次の一号を加える。

三　観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十条中「乳児十人未満」を「乳幼児十人未満」に改め、同条第一号中「乳児の養育に」を「乳幼児の養育のための」に改め、「室」の下に「及び相談室」を加え、同条第二号中「前項」を「乳幼児の養育のための専用」に、「乳児」を「乳幼児」に、「一・六五平方メートル」を「二・四七平方メートル」に改める。

第二十一条第一項中「（乳児」を「（乳幼児」に改め、「看護師」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に「、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を」を加え、同条第三項中「、乳児」を「、乳幼児」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「おおむね乳児の数を一・七で除して得た数（その数）を「乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数）に、「七人以上」を「、七人以上」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

7　前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十二条第一項中「乳児十人未満」を「乳幼児十人未満」に改め、「看護師」の下に「、家庭支援専門相談員」を加える。

第二十三条の見出し中「の内容」を削り、同条第一項中「乳児の」を「乳幼児の心身及び社会性の」に、「発育」を「発達」に改め、同条第二項中「精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う」を「乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な」に、「おむつ交換」を「排泄（せつ）、沐浴（よく）」に、「及び安静並びに定期に行う身体測定のほか」を「、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握」に改め、同条に次の一項を加える。

3　乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

第二十四条中「（乳児」を「（乳幼児」に改める。

第二十四条の二中「乳児に」を「乳幼児に」に、「乳児や」を「乳幼児や」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（関係機関との連携）

第二十五条　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第二十六条第一号中「、調理場、浴室及び便所」を「及び相談室」に改め、同号ただし書を削り、同条第二号中「母子室は」の下に「、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし」を加え、同条第三号中「おおむね一人につき三・三平方メートル」を「三十平方メートル」に改め、同条第四号及び第五号中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第二十七条中「母子指導員」を「母子支援員」に、「、母子の生活指導」を「母子の生活支援」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2　心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4　母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「母子指導員」を「母子支援員」に改め、同条第四号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　精神保健福祉士の資格を有する者

第二十九条の見出しを「（生活支援）」に改め、同条中「生活指導は」を「生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」に、「及び助言」を「、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整」に改める。

第三十条を次のように改める。

（保育所に準ずる設備）

第三十条　第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2　保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第三十一条を削る。

第三十条の二中「児童家庭支援センター」を「児童の通学する学校、児童相談所」に、「児童家庭支援センター、婦人相談所」に、「生活の支援」を「生活支援」に改め、第四章中同条を第三十一条とする。

第三十二条第八号ヘ、第三十四条及び第三十六条中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第三十八条第二項第五号イからニまで中「心理学」を「社会福祉学、心理学」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　社会福祉士の資格を有する者

第四十一条第一号中「居室」の下に「、相談室」を加え、同条第二号中「十五人」を「四人」に、「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

第四十一条第四号に次のただし書を加える。

ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

第四十二条第一項中「保育士」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を、「及び調理員」の下に「並びに乳児が入所している施設にあつては看護師」を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

第四十二条第二項中「職業指導」を「実習設備を設けて職業指導」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

7　看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第四十三条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「おいて」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「おいて」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「学部で」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号中「学部で」の下に「、社会福祉学」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　社会福祉士の資格を有する者

三　精神保健福祉士の資格を有する者

第四十五条を削る。

第四十四条の見出し中「生活指導」の下に「、学習指導、職業指導」を加え、同条第一項中「精置し」を「精置しつつ」に、「児童の自立を支援することを目的として」を「かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」に改め、同条第二項中「の長は、前項の目的を達成するため」を「における家庭環境の調整は」に、「その家庭環境の調整を」を「親子関係の再構築等が図られるように」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第四十五条とする。

2　児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3　児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（養護）

第四十四条　児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

第四十五条の二中「第四十四条第一項及び前条第一項」を「第四十四条」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（設備の基準）

第四十八条　知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五　入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

2　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けることとする。

3　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施設」という。）の設備の基準については、第一項の規定を準用する。ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

第四十九条第一項を次のように改める。

知的障害児施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第四十九条第二項中「には」を「の嘱託医は」に、「嘱託医を置かなければ」を「者でなければ」に改め、同条第七項中「医師で」を「者で」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「及び第二項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

4　知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

第五十条の見出し中「の目的」を「及び学習指導」に改め、同条に次の一項を加える。

2　知的障害児施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

第五十一条第二項中「第四十五条第二項から第四項まで」を「第四十五条第三項」に改める。

第五十三条中「児童福祉司」を「法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）」に改め、「生活指導」の下に「、学習指導」を加える。

第五十六条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

第五十七条第一項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第六十条第一項第三号中「十五人」を「四人」に、「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

第六十一条第一項中「映写」を「映像」に改める。

第六十一条第二項第一号中「次項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「課する」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、栄養士」を「栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

第六十一条第一項の次に次の二項を加える。

2　盲ろうあ児施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

3　盲ろうあ児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六十三条中「生活指導」の下に「、学習指導」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、難聴幼児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第六十九条第三項中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同条第七項中「課する」を「行う」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　肢体不自由児療護施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

7　肢体不自由児療護施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第七十一条第一項中「生活指導」の下に「、学習指導」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第七十四条第二号中「五人」を「四人」に、「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同条第四号に次のただし書を加える。

ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

第七十五条第一項中「心理療法を担当する職員」を「心理療法担当職員」に改め、「看護師」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三項中「心理療法を担当する職員」を「心理療法担当職員」に、「心理学を修め学士と称することを得る」を「、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した」に、「心理学に」を「、心理学に」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「心理療法を担当する職員」を「心理療法担当職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

第七十六条第一項中「できるように」の下に「することを目的として」を加え、同条第二項中「の長は、前項の目的を達成するため」を「における家庭環境の調整は」に、「性質」を「状態」に、「その家庭環境の調整を」を「親子関係の再構築等が図られるように」に改める。

第七十九条第二項中「第四十一条」の下に「（第二号ただし書を除く。）」を加える。

第八十条第一項中「又は嘱託医」の下に「、個別対応職員、家庭支援専門相談員」を加え、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「職業指導」を「実習設備を設けて職業指導」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

第八十一条第二号中「となる」を「の」に改め、同条第四号イ中「児童福祉事業」の下に「（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）」を加える。

第八十二条第二号中「となる」を「の」に改める。

第八十三条第二号中「となる」を「の」に改める。

第八十四条第一項中「しなければ」を「して行わなければ」に改め、同条第三項中「第四十四条及び第四十五条」を「第四十五条（第二項を除く。）」に改める。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三十三第二項第二号中「又は拘禁」を「、拘禁、疾病による病院への入院」に改める。

第六条第十三号及び第二十五条の二十八第二項第六号中「第二十一条第三項」を「第二十一条第三十五条を次のように改める。

第三十五条　法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分及び同令第四十二条第六項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童十人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第三項中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

第三十六条の九第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改める。

第三十六条の三十八第二項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項から第五項まで」を「、第三項及び第四項」に改め、同項の表中第十一条第三項の項の次に次のように加える。

第十一条第五項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村

第三十六条の三十八第二項の表第十二条第一項の項中「第五項」を「第四項」に改め、同表第十二条第三項の項を削り、同表第十二条第四項の項中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改め、同表第十二条第五項の項中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改める。

第三十六条の四十一第三項第四号中「第三十四条の十九第一項各号」の下に「（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）」を加える。

第三十六条の四十三第一項第二号中「第三十四条の十九第一号」を「第三十四条の十九第一項第一号」に改め、同項第三号中「法第三十四条の十九第二号から第四号まで」を「本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第四号までのいずれか」に改める。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）

第三条　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第一号イ中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改める。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「指定第二種自閉症児施設を除く。」の下に「次項及び」を加え、同項第二号イに次のただし書を加える。

ただし、三十人以下の障害児を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

第三条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

第五条第一項第四号イに次のただし書を加える。

ただし、三十人以下の障害児を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

第五条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定第二種自閉症児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

第六条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第八条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第二十八条に次の一項を加える。

4　指定知的障害児施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

第三十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五十三条第一項第二号イ中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第六十一条第一項第二号イ中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、三十五人以下の障害児を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。

第六十一条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定盲ろうあ児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

第六十三条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第六十四条第一項中「映写」を「映像」に改め、同条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第六十九条第二項及び第七十条第二項中「課する」を「行う」に改める。

第七十一条第二項中「おいて」の下に「、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、」を加え、「課する場合には、」を「行う場合には」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設又は児童福祉法第十三条の四に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準（以下「新基準」という。）第十九条第一号、第二十条第一号、第二十六条第一号（新基準第七十九条第二項及び第二条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は一時保護施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る新基準第十九条第二号、第二十条第二号、第二十六条第三号若しくは第三号、第四十一条第二号（新基準第七十九条第二項及び新規則第三十五条において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十四条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設には、新基準第二十一条第一項、第二十二条第一項、第四十二条第一項、第七十五条第一項又は第八十条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員及び家庭支援専門相談員を置かないことができる。

2　この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、一時保護施設には、新規則第三十五条において準用する新基準第四十三条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員を置かないことができる。

第五条　この省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この条において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、新基準第二十一条第二項、第四十二条第二項、第七十五条第四項又は第八十条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における新基準の規定による家庭支援専門相談員となることができる。

（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に存する児童福祉法施行規則第三十六条の四第一項に規定する児童自立生活援助事業所の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る新規則第三十六条の九第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第三条の規定による改正後の婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行の際現に存する指定知的障害児施設又は指定盲ろうあ児施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項、第八条第二項、第六十三条第二項又は第六十四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（医療法施行規則の一部改正）

第九条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「第四十八条第二号」を「第四十八条第二項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「第四十八条第二号」を「第四十八条第二項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第十号イ中「第四十八条第三号」を「第四十八条第三項」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六九）　二

○家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（一七〇）　四

○森林法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七一）　四

〔省　令〕

○消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務五五）　四

○森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　五

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二九）　五

〔告　示〕

○誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件（消防庁六）　五

○不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準等の一部を改正する件（同七）　五

○甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件（同八）　六

○消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を改正する件（同九）　六

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務三〇八～三一〇）　七

○厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件（厚生労働一八六）　七

○児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一八七）　七

○需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品（経済産業一三八）　八

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準（環境四八）　八

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一三九～一四二）　九

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一四三）　一〇

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一四四）　一〇

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一四五）　一一

〔国会事項〕　一二

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　最高裁判所　一三

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十四年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　一三

平成二十三年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、証票無効関係　一三

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

特殊法人等

文部科学省共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一五

会社その他　一五

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件第一条第一号に規定する消防庁長官が指定する試験に合格している者は、この告示による改正後の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件第一条第一号に規定する予防技術検定に合格した者とみなす。

○法務省告示第三百八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十七日　法務大臣　江田　五月

氏　名　ジュンイチ・ホリエ
生年月日　千九百五十七年四月二十一日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第三百九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十七日　法務大臣　江田　五月

氏　名　ダミアン・アンドリュー・ロバーツ
生年月日　千九百七十四年六月二十六日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第三百十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十七日　法務大臣　江田　五月

氏　名　高瀬健作
生年月日　千九百七十四年十一月五日
国　籍　日本国

○厚生労働省告示第百八十六号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等（平成十八年厚生労働省告示第五百六十七号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の際現に存する指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。）の建物（建築中のものを含み、この告示の適用の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係るこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める児童等の一のロの規定の適用については、なお従前の例による。

平成二十三年六月十七日　厚生労働大臣　細川　律夫

一のイ中「第四十八条において準用する同令第四十一条」を「第四十八条第一項」に改め、同ロ中「第四十八条において準用する同令第四十一条第二号」を「第四十八条第一項第二号」に、「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同ロの(1)中「四人を標準」を「四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上」に改め、同(2)中「設ける」を「設けることとし、一人用居室の一室の面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の面積は九・九平方メートル以上とする」に改め、同(3)を削る。

○厚生労働省告示第百八十七号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項（同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表第1の1の注2中「員数に加え、」「1以上」及び「ものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た」を削る。

別表第1の1の注3中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）」を加える。

別表第3の1の注2中「員数に加え、」「1以上」及び「ものとして都道府県知事に届け出た」を削る。

○経済産業省告示第百三十八号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年六月十七日　経済産業大臣　海江田万里

需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品

1　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（以下単に「省令」という。）第三条の二第一号に掲げる要件に該当するものとして次に掲げるもの。

一　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号。以下単に「告示」という。）の1の第一号に掲げる太陽光発電設備のうち、太陽電池モジュールと一体として当該太陽光発電設備を構成する架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

二　告示の1の第二号に掲げる風力発電装置のうち、発電出力が五百ワット以上のものであって、ロータ及び発電機が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該風力発電装置を構成する塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

三　告示の1の第七号に掲げる雪氷熱利用装置のうち、雪又は氷の貯蔵設備及び配管が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該雪氷熱利用装置を構成する搬送ポンプ、送風機、熱交換器又は自動調整装置を含む。

四　告示の1の第九号に掲げるバイオマス利用装置のうち、次のイからホまでのいずれか一に該当するものに限る。

イ　紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼装置（紙又はパルプの製造工程において生じたバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を燃焼させることにより蒸気を発生させるボイラー（ストーカ式燃焼装置を除く。）であって、定格蒸気発生量が毎時一トン以上のもののうち、排ガスを利用して燃焼用空気を二百度以上に加熱する機構を有するものに限り、これと一体として当該バイオマス利用装置を構成する前処理装置、熱交換器、送風機、搬送装置、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含む。）

ロ　リグニン燃焼装置（濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを燃焼させることにより蒸解薬液を回収するとともに蒸気を発生させるもの（蒸気温度が五百度以上で、かつ、蒸気圧力が九千八百六キロパスカル以上のものに限る。）のうち、ボイラー（排ガス排出口における排ガスの温度が百三十度以下で、かつ、ボイラー効率が七十パーセント以上のものに限る。）及び自動調整装置が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該バイオマス利用装置を構成する溶解タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。）

ハ　バイオマス利用メタンガス製造装置（バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発酵させることにより発生させた混合ガスからメタンガスを精製する装置のうち、前処理装置及び残さ濃縮装置が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該バイオマス利用装置を構成する原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。）